

「J-FLECはじめてのマネープラン」 割引クーポン利用者ガイド Ver. 4



2025年6月
金融経済教育推進機構
普及推進部 アドバイザー課 推進グループ

更新日	内容	備考
2025.1.15	P6 1. 「はじマネクーポン」の概要…注釈を追加 P15 2. 利用までの流れ…運転免許証の留意事項の追加 (マスキングについて)	
2025.4. 1	P24 3. Q&A《その他①》No. 3 2025年度の配布予定について記載	
2025.6. 9	P7 1. 「はじマネクーポン」の概要 2) 「はじマネクーポン」の対象となる相談内容 …利用規約の変更に合わせ文言の修正 P20 3. Q&A《割引クーポンについて》No. 2 の文言追加 P23 3. Q&A《相談内容・方法等について》No. 1 …利用規約の変更に合わせ文言の修正	

1. 「J-FLECはじめてのマネープラン」
割引クーポンの概要
2. ご利用までの流れ
3. Q&A



※以降、「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポンを略称「はじマネクーポン」と呼ぶことがあります。

- 「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン（「はじめクーポン」）のご利用にあたっては、あらかじめ下記の留意事項をご確認のうえ、**必ず「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン利用規約（利用者向け）**をご一読ください。

不正利用防止について

利用規約(第10条、第11条)

- 本事業の利用状況等を確認するため、**利用者からご回答いただいたアンケート内容を随時確認**しております。そのほか、**本事業の適正な利用が行われているかどうかを確認するため、J-FLEC認定アドバイザー及び利用者に対し必要な調査**を行うことがございます。
- 違法行為が発覚した場合、利用を禁止するほか、警察当局への告発など必要な措置を取ります。

個人情報の取り扱いに関して

利用規約(第13条)

- 利用者は、個別相談を行うにあたり、必要な個人情報をJ-FLEC認定アドバイザーへ提供することになりますが、**個人情報の情報管理、漏洩防止、第三者提供について、J-FLEC認定アドバイザーが遵守すべき事項**について記載しています。
- 個人情報の取り扱いについては、相談する**J-FLEC認定アドバイザーと利用者の間で合意書を締結**していただくことになります。
※J-FLEC認定アドバイザーによっては別に定める合意書や同意書、またはシステムを使用する場合があります。



将来設計を
考えたい

子供が生まれたので
家計管理について

勉強したい

退職を迎えた後の
生活設計について
考えたい



- ・誰に相談すればよいかわからない・・・
- ・プロに相談したいけど、相談料が不安・・・

**クーポンで自己負担額を軽減しながら、
プロのアドバイスが受けられます！**



認定
アドバイザーを
選ぶ

クーポンを
申し込む

相談する



**J-FLEC認定アドバイザーを選んでいただき、クーポンを申請すれば、
割引価格で相談可能。詳細は次ページへ！**

□ J-FLEC認定アドバイザー(以下、認定アドバイザー)による有料の個別相談を初めて利用する方を対象として、相談料が80%オフ(1時間あたり上限8,000円まで割引)になる電子クーポン(3時間分)を配布します。

- ◆ クーポンを利用できる方は、18歳以上の国内居住者である個人です。法人や、個人事業主としての相談は対象外となります。
- ◆ クーポンは、一人につき一回(合計3時間)限りです。1時間単位かつ日を分けて使用することが可能です。
- ◆ クーポンの利用期限はクーポン発行後6か月です。利用期限が過ぎたクーポンは失効致します。
- ◆ 割引率は相談料の80%となります。ただし、1時間あたり上限8,000円まで、最大3時間で上限24,000円です。お支払い額の例については、下記をご覧ください。

(注) 本事業における補助の対象は実際にアドバイスを受ける個人であり、例えば当該個人が負担した相談料について第三者がさらに補助するといったことは想定しておりません。

＜お支払額の例＞

ケース	総額	J-FLECによる割引額	利用者自己負担額
1時間あたり7,000円(税込)の相談を2時間行った場合	14,000円	11,200円 (7,000円×80%×2時間)	2,800円
1時間あたり11,000円(税込)の相談を3時間行った場合	33,000円	24,000円 (8,000円※×3時間) ※1時間あたりの単価の80%(11,000円×80%=8,800円)が上限額の8,000円を超えるため	9,000円



- 「割引クーポン配布事業」の対象となる個別相談は、次の①から⑤までを対象とし、**最長で3時間利用**できます。
(①～⑤の詳細は、次ページで解説)

!!! 重要ポイント !!!

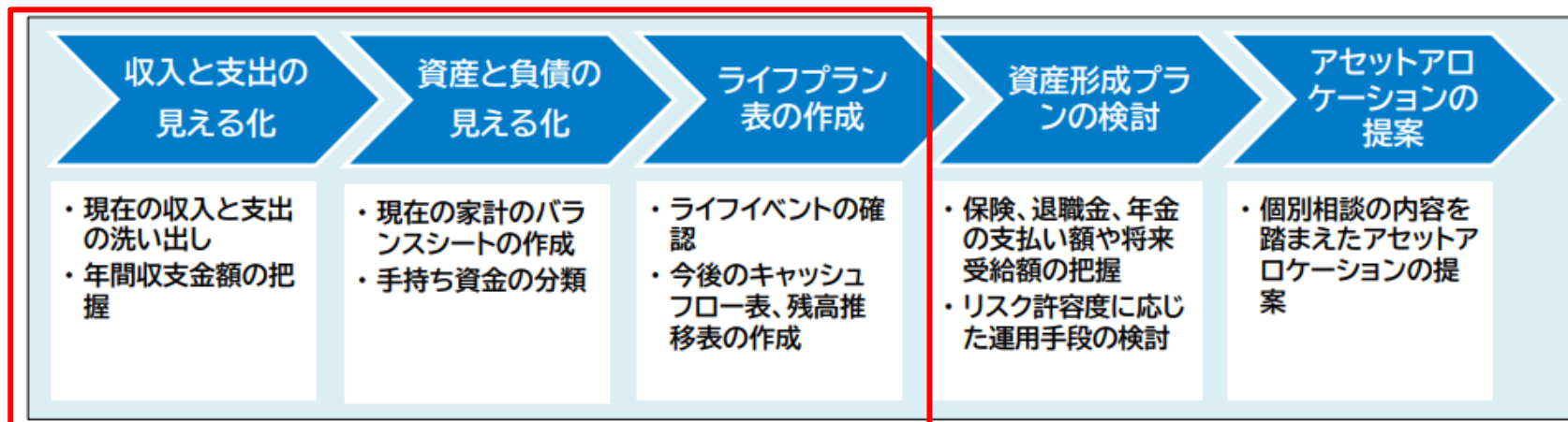
【①「収入と支出の見える化」、②「資産と負債の見える化」、③「ライフプラン表の作成」及び①から③に基づくアドバイス

- ・ 割引クーポンの適用対象となるためには、**上記は必ず相談内容に含まれる必要があります。**

【④「資産形成プランの検討」、⑤「アセットアロケーションの提案」、その他専門分野での提案】

- ・ これらは、上記①から③により作成・見直しされたライフプラン表に基づき提案を受けることが可能です。
- ・ ⑤は、金融資産（預貯金、株式、債券、投資信託等）の種類・配分調整を対象とし、不動産は含まれません。
また、⑤に代えて、当該ライフプラン表に基づく、利用者の皆様にとって有用と考えられる各認定アドバイザーの専門分野（例：不動産、ローン、相続など）でのご提案を受けることも可能です。

【3時間分の個別相談の内容(例)】



相談内容には赤枠内の内容が含まれることが条件

□ ①から⑤までの相談内容の詳細については、下記をご参照ください。

①「収入と支出の見える化」

毎月の収入に対して、何にどれだけ支出しているのかを月・年単位で確認し、家計のバランスを確認することです。

②「資産と負債の見える化」

資産・負債を見える化し、家計全体のバランスシート(貸借対照表)を作成することです。

③「ライフプラン表の作成」

①・②の状況と、今後のライフイベントを踏まえ、キャッシュフロー、資産残高の推移を確認することです。

④「資産形成プランの検討」

現状の保険、年金、退職金の将来受給額や③を踏まえ、どのように資産を形成するかを検討することです。

⑤「アセットアロケーションの提案」

①から④までを踏まえ、ご自身の状況に合わせた資産配分の提案を受けることです。

【ステップ 1】認定アドバイザーを選ぶ



【ステップ 2】割引クーポンを申請する



【ステップ 3】認定アドバイザーに相談する
～日程調整／相談の実施／お支払～



【ステップ 4】アンケートに回答する

2. 利用までの主な流れ（フロー図）



認定アドバイザーの確認《1》

1. 「J-FLEC」で検索の上、「一般の方へ」を選択。画面上部のヘッダー「[専門家に相談したい](#)」を押下します。
2. ページ上段に、「[割引クーポン](#)」のタグがあり、押下するとページ下部の該当箇所に遷移します。



(公式HP:J-FLEC 金融経済教育推進機構)



認定アドバイザーの確認《2》

1. 「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン配下の「[認定アドバイザー検索](#)」のリンクをクリック。
2. ページ上段に、認定アドバイザー検索機能(「都道府県(必須)」「氏名」「性別」「年代」「保有資格」「得意な分野」「割引クーポン対象」)を活用し、相談したい認定アドバイザーを検索します。
3. 割引クーポンを申請する前に、相談したい認定アドバイザーに相談内容を伝えたいうえで対応してもらえるか、相談料がいくらになるか等、事前に連絡して確認してください。

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン

📌 今秋以降、申込受付を開始予定です。

各J-FLEC認定アドバイザーが提供する有償のアドバイスを初めて利用する個人の方を対象に、相談料が最大で8割引となる電子クーポンを発行しています。ご希望の方は[J-FLEC認定アドバイザー検索](#)からご自身の相談内容に合ったJ-FLEC認定アドバイザーを検索いただき、J-FLEC認定アドバイザーが指定する連絡先へ[相談料の減額・J-FLECクーポン](#)の付与を申請してください。

※割引クーポンは、計3,000名分の配布を予定しています。申請が上限に達した場合は、一時的に受け付けを中断させていただく場合があります。

01

認定アドバイザーを
検索

J-FLEC認定アドバイザー検索から、ご自身の相談内容に合ったJ-FLEC認定アドバイザーを検索してください。

02

認定アドバイザーへ
ご連絡

相談したいJ-FLEC認定アドバイザーへ、J-FLECの割引クーポンを使用したい旨を連絡し、応諾を受けてください。その際、相談料も確認してください。

03

割引クーポン
申し込みフォーム

割引クーポン申し込みフォームから、ご自身の情報や相談したいJ-FLEC認定アドバイザーを入力し、申し込みを行ってください。申し込みの際は、本人確認書類の提出をお願いしております。

04

クーポン付与の
ご連絡

J-FLECにおいて申し込み内容を審査したのち、お申し込み者へクーポン付与のご連絡をいたします。J-FLEC認定アドバイザーと面談日時を調整してください。

05

アンケート提出

アドバイザーと約束した日時に面談を行ってください。面談終了後、J-FLECが指定するアンケートを期日までにご回答ください。



J-FLEC

J-FLECについて 一般の方へ 教育関係の方へ 事業者の方へ J-FLEC認定アドバイザー 発表・広報

トップ > J-FLEC認定アドバイザー > 認定アドバイザー検索

認定アドバイザー検索

絞り込み検索

都道府県 必須

◇ 選択してください

氏名 (漢字またはフリガナ) 性別 年代

選択してください 選択してください 選択してください

保有資格 得意な分野

選択してください 選択してください

割引クーポン対象 ① 割引クーポンとは?

選択してください

割引クーポン対象は、「該当」で検索！

この条件で検索する

割引クーポンの申請《1》

1. 認定アドバイザーの詳細ページの下段の「割引クーポン申し込みフォーム」をクリック。ただし、クーポン対象事業者でない場合は、申し込みフォームは表示されません。
2. 「メールアドレスの確認」ページに遷移します。ご自身のメールアドレスをご入力ください。



The screenshot shows the J-FLEC website with the navigation bar and a sidebar. The main content area displays the '認定アドバイザー' (Certified Advisor) profile. At the bottom of the profile, there is a section titled '割引クーポンをご利用いただけます' (You can use the discount coupon). This section contains a table with 5 steps (01 to 05) describing the application process. A red box highlights the '割引クーポン申し込みフォーム' (Discount Coupon Application Form) link at the bottom of the table.

01	02	03	04	05
認定アドバイザーを 検索	認定アドバイザーへ ご連絡	割引クーポン 申し込みフォーム	クーポン付与の ご連絡	アンケート提出
J-FLEC認定アドバイザー検索から、ご自身の担当内容に合ったJ-FLEC認定アドバイザーを検索してください。	相談したいJ-FLEC認定アドバイザーへ、J-FLECの割引クーポンを使用したい旨を連絡し、応募を教えてください。その際、相談料も確認してください。	割引クーポン申し込みフォームから、ご自身の情報や相談したいJ-FLEC認定アドバイザーを入力し、申し込みを行ってください。申し込みの際は、本人確認書類の提出をお願いしております。	J-FLECにおいて申し込み内容を審査したのち、お申し込み番号へクーポン付与のご連絡をいたします。J-FLEC認定アドバイザーと面談日時を調整してください。	アドバイザーと約束した日時に面談を行ってください。面談終了後、J-FLECが指定するアンケートを期日までに回答ください。J-FLEC認定アドバイザーと面談日時を調整してください。

⚠ お申込の前に必ずご確認ください

お申込の前に、J-FLEC認定アドバイザーへご相談内容を事前にご連絡・ご相談ください。
内容によっては、割引クーポンがご利用いただけない場合がございます。

メールアドレスの確認

はじめに、お申し込みいただく方のメールアドレスをご記入ください。J-FLEC (info@biz-j-flec.go.jp) より、申込フォームへのリンクをお送りします。

※次のページで「送信」ボタンを押下してから10分以上経過しても受信できない場合は、入力したメールアドレスや迷惑メールフォルダ、ドメイン受信設定をご確認ください。

メールアドレス 必須**内容を確認**

割引クーポンの申請《2》

1. 登録いただいたメールアドレスへ「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン申込URLの送付メールが送られてくるので、下記赤枠のURLをクリックします。

※メールの受信制限をされている場合は、「@biz.j-flec.go.jp」からのメールを受信できるように設定をお願いします。

2. 「割引クーポンの申込」のページに遷移するので、申込者情報の入力・本人確認書類のアップロード等を行ってください。

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン申込URLの送付

 info@biz.j-flec.go.jp
宛先



17:32

📧 フラグを設定します: 2024年10月17日木曜日 までに開始してください。 2024年10月17日木曜日 が期限です。

様

金融経済教育推進機構 (J-FLEC) です。

「J-FLEC はじめてのマネープラン」割引クーポンの申し込みフォームをご案内いたしますので、下記 URL よりご申請をお願いします。

<https://dev.biz.j-flec.go.jp/coupon/>

※本メールに心当たりのない方は、お手数をおかけしますが J-FLEC までご連絡いただくか、本メールの破棄をお願いいたします。

金融経済教育推進機構

普及推進部アドバイザー課 推進グループ

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン
割引クーポンの申込

相談先の認定アドバイザー



認定 桜子 (エンティ セクラコ)

得意分野

家計管理 ライフプラン 資産形成・NISA ローン・クレジットカード 公的保険・年金・iDeCo・DC 医療保険

税・相続・贈与

都道府県 東京都

市区町村 港区

申込者情報

姓 必須

名 必須

姓(フリガナ) 必須

名(フリガナ) 必須

生年月日 必須

半角数字で入力してください。

1990 年 01 月 01 日

郵便番号 必須

半角数字、ハイフンなしで入力してください。

割引クーポンの申請《3》

1. 本人確認書類のアップロード時は、本人確認に必要でない情報についてのマスキング処理を必ず施してください。

※マスキング処理とは、本人確認を行う上で不要な情報を隠すために行う処理のことです。

マスキングの具体例

マイナンバーカード(表面のみ)

表面	裏面	留意事項
		➢ 表面に記載の「臓器提供意思表示欄」をマスキングのうえでご提示ください。 ➢ 裏面は提示しなくてください。

運転免許証

表面	裏面	留意事項
		➢ 表面に記載の「免許等の条件欄(眼鏡等の身体状況に関する情報)」をマスキングのうえでご提示ください。 ➢ 表面に記載の住所・氏名に変更があった場合は、裏面もあわせてご提示ください。その際、裏面の記載の「臓器提供意思表示欄」はマスキングしてください。

運転経歴証明書

表面	裏面	留意事項
		➢ 表面に記載の住所・氏名に変更があった場合は、裏面もあわせてご提示ください。

【注意点】

・マイナンバーカードの場合は、住所変更の記載も表面に記載されるので、表面のみのアップロードで問題ございません（裏面は提示しないでください）。

・運転免許証をアップロードする際に、住所変更がある場合、必ず裏面も合わせてアップロードしてください。ただし、システム上、画像ファイルを2枚アップロードすることはできませんので、裏面をアップロードする場合は必ず表面の内容もわかるよう加工いただきまして、1枚の画像としてアップロードください。

割引クーポンの申請《4》

1. 入力内容を送信後、「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポンお申込完了通知」が、最初に登録いただいたメールアドレスに届きます。
2. J-FLECの審査終了後、「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン利用開始のお知らせ」が届きます。メールに記載されている期限内に、希望している認定アドバイザーと相談を行ってください。なお、本メールは、相談後のアンケート回答が終わるまで、大切に保管してください。

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポンお申込完了通知



金融経済教育推進機構 (J-FLEC) です。

申込頂きました「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポンをお申込みいただき、ありがとうございました。

今後のご案内については、改めてJ-FLECよりご連絡いたしますので、しばらくお待ちください。

金融経済教育推進機構 (J-FLEC)

金融経済教育推進機構 普及推進部アドバイザー課 推進グループ

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン利用開始のお知らせ



金融経済教育推進機構 (J-FLEC) です。

先日は「J-FLEC はじめてのマネープラン」割引クーポンのお申込みをいただき、ありがとうございました。

割引クーポンをご利用いただけることになりましたのでご案内いたします。

J-FLEC 認定アドバイザー 認定 桜子様と日程をご調整いただき、**クーポンの利用期限(2025-04-17)**までに面談を行っていただきますようお願い致します。

J-FLEC の割引クーポン制度をより良いものとするため、アンケートを実施しております。

お手数をおかけしますが、ご利用後、下記の URL からアンケートのご提出をお願い致します。

提出先: <https://flec-survey-dev.limesurvey.net/>

金融経済教育推進機構 普及推進部アドバイザー課 推進グループ

《J-FLECの審査で不備が見つかった場合・・・》

- ・申請内容に不備があった場合は、「キャンセル」となり、上記とは異なる通知メールが届きます。
- ・その場合は通知メールの指示に従って、再申請してください。

日程調整～相談の実施～お支払

1. 適宜、ご自身で認定アドバイザーの方とメール・電話等で日程調整のうえ、相談を実施ください。相談時には、本人確認が
ございますので、申請時に添付した本人確認書類を必ずご持参ください。
2. 実施後、認定アドバイザーに対して、割引クーポンの割引額を控除した相談料をお支払いください。相談料に対する割引クー
ポンの割引率は相談料の80%となります。ただし、1時間あたり上限8,000円まで、最大3時間で上限24,000円です。お
支払い額の例については、下記をご覧ください。

＜お支払額の例＞

ケース	総額	J-FLECによる割引額	利用者自己負担額
1時間あたり7,000円（税込）の相 談を2時間行った場合	14,000円	11,200円 (7,000円×80%×2時間)	2,800円
1時間あたり11,000円（税込）の相 談を3時間行った場合	33,000円	24,000円 (8,000円※×3時間) ※1時間あたりの単価の80%（11,000円 ×80%＝8,800円）が上限額の8,000円 を超えるため	9,000円

アンケートへの回答

1. 相談実施後、「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン利用後アンケートのお願い」メールが送付されます。
本アンケートの回答をもって、相談が実施されたことを確認しておりますので、必ずご回答ください。アンケートは5分程度で回答いただけます。
※ J-FLECでは、事業者（認定アドバイザー）から実施報告及び利用者からのアンケートの回答を確認したうえで、事業者に対する補助金（割引クーポン利用相当額）を支払いますので、アンケートには必ずご回答ください。
2. なお、アンケート回答については認定アドバイザーにフィードバックされるほか、認定アドバイザーに対する満足度を問う設問での評価については、回答者の情報は分からないよう加工を行ったうえで、後日J-FLECのWebサイト上に掲載されますので、適切に評価してください。

「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン利用後アンケートのお願い



金融経済教育推進機構（J-FLEC）です。

先日は「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポンをご利用いただきありがとうございました。

J-FLECの割引クーポン制度をより良いものとするため、アンケートを実施しております。

お手数をおかけしますが、下記のURLからアンケートのご提出をお願い致します。

提出先: <https://flc-survey-dev.limesurvey.net/>

既にご回答をいただいている場合はご容赦ください。

金融経済教育推進機構 普及推進部アドバイザー課 推進グループ

【アンケート項目の一例】

（選択式）

- ・今回の相談時間はどの程度でしたか。
- ・今回相談した「J-FLEC認定アドバイザー」の対応はいかがでしたか。
- ・今後もお金のことについて「J-FLEC認定アドバイザー」から有料でのアドバイスを受けたいですか。

（記述式）

- ・今回の相談について自由に感想を教えてください。

など

《認定アドバイザーの選定について》

#	質問事項	回答
1	認定アドバイザーを選びたいのですが、どのような観点で選ぶことができるのでしょうか？	認定アドバイザー検索機能を活用いただくことで、「都道府県（必須）」「氏名」「性別」「年代」「保有資格」「得意な分野」から、ご自身の相談したい内容に合致した方を選ぶことが可能です。 なお、割引クーポンを利用できる認定アドバイザーは「割引クーポン対象」と表示された認定アドバイザーのみです。
2	割引クーポンを申請する前に、認定アドバイザーの方に事前に連絡する必要はありますか？ また、どのように連絡をすればよいのでしょうか。	事前の連絡は必要です。 割引クーポン申請後に、相談内容が認定アドバイザーの対応できる内容の範囲外であることが判明した場合、認定アドバイザーを変更することになり、申請内容をキャンセルして再度申請いただくことになります。 そのため、申請前に認定アドバイザーに相談が可能か確認をいただくようお願いしております。 問合せ先及び問合せ方法は、認定アドバイザーのプロフィール画面の「お問い合わせ方法」に記載されていますので、そちらの案内に従ってご連絡ください。

《割引クーポンについて》

#	質問事項	回答
1	誰が割引クーポンに申し込めますか？	18歳以上の国内居住者である個人に限定されます。法人や個人事業主としての相談は対象外となります。
2	過去に有料の個別相談を受けたことがあるのですが、クーポンの申し込みはできますか？	認定アドバイザーによる有料の個別相談をはじめて利用する方が対象です。すでに継続的な相談を行っている場合や、以前に認定アドバイザーへ有料で相談されたことがある場合にはご利用いただけません。
3	割引クーポンには利用期限、回数制限などがありますでしょうか？	クーポンの利用期限はクーポン発行後6か月です。利用期限が過ぎたクーポンは失効致します。回数制限については、一人につき一回（合計3時間）限りですが、1時間単位かつ日を分けて使用することが可能です。
4	「J-FLECはじめてのマネープラン」の、電話相談や無料体験を以前利用したのですが、その場合でもクーポン対象事業者になれますか？	利用できます。 各認定アドバイザーが提供する有料のアドバイスを初めて利用する個人の方が対象ですので、電話相談や無料体験を利用されていても問題ございません。

《割引クーポンについて》

#	質問事項	回答
5	相談が2時間で終わり、アンケートも提出しました。 数か月後に残りの1時間分は使用できますか？	できません。 相談が終わり、利用後アンケートご回答いただきますとご利用終了となります。 よって、たとえ3時間すべてを使用していなくても、残りの時間分を後日利用することはできませんので、計画的にご利用ください。

《本人確認書類について》

#	質問事項	回答
1	本人確認書類として、パスポートを使用することは可能でしょうか？	2020年2月4日以降に発給されたパスポートにつきましては、住所が確認できませんので、ご利用できません。それ以前に発給されたもので、有効期限内であれば使用可能です。なお、申請する際には、「顔写真付き」、「氏名」、「生年月日」、「住所」が鮮明に確認できる公的書類（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書等）で、申請日時点で有効なものをご提示ください。また、本人確認に必要でない情報については、マスキング処理を行ったうえでご提示ください。
2	顔写真付きの本人確認書類を保有していません。どうしたらよいですか？	割引クーポンを申請する際は必ず顔写真付きの本人確認書類をお願いしています。ご提示いただけない場合にはお申込いただけません。必ずご提示（アップロード）をお願いします。
3	本人確認書類のマスキングはどうすればよいですか。	マスキングが必要な部分に付箋を貼るなどして、機微情報等を見えないようにしたうえで、撮影してください（15頁参照）。

《相談内容・方法等について》

#	質問事項	回答
1	認定アドバイザーに、どんな内容を相談できるのでしょうか？	相談内容には必ず、「収入と支出の見える化」、「資産と負債の見える化」、「ライフプラン表の作成」およびそのライフプラン表に基づくアドバイスが含まれます。その他、「資産形成プランの検討」、「アセットアロケーションの提案」、その他専門分野での提案を受けることも可能ですので、詳細は認定アドバイザーまでお問い合わせください。
2	認定アドバイザーとの相談はオンライン・対面、どちらでもよいのでしょうか？	相談予定の認定アドバイザーとご相談の上、ご都合のよい方法で面談頂くことが可能です。 なお、各認定アドバイザーの面談方法は、認定アドバイザー検索の詳細ページの「相談方法」欄でもご確認いただけます。
3	複数回に分けて、相談したいのですが可能でしょうか？	可能です。相談予定の認定アドバイザーにご相談ください。
4	相談時に「「J-FLECはじめてのマネープラン」割引クーポン利用開始のお知らせ」メールを提示する必要がありますか。	必要ありません。 相談時には、申込時にアップロードいただいた本人確認書類をご持参のうえ、提示ください。

《相談料金について》

#	質問事項	回答
1	相談料は、現金のみでしょうか？また、補助金は後日利用者に還付されるのでしょうか？	認定アドバイザーの指定する方法でお支払いください。お支払いいただく金額は、割引クーポン分を差し引いた金額となります（利用者への還付はありません）。
2	対面での相談の場合、交通費の負担はあるのでしょうか？	交通費については、ご自身で負担をいただきますようお願いいたします。
3	1時間あたり11,000円（税込）の相談を3時間した場合、割引クーポンによる割引額はいくらでしょうか？	1時間あたり11,000円(税込)の場合、1時間あたりの単価の80%は、 $11,000円 \times 80\% = 8,800円$ となりますが、上限額の8,000円を超えるため、 $8,000円 \times 3時間 = 24,000円$ が割引額となります。

《その他①》

	質問事項	回答
1	割引クーポン申請の手続きが終了した後、どうしたらよいでしょうか？	事務局にて申請内容を確認いたしますので、しばらくお待ちください。申請内容に問題がなければ、「利用開始のお知らせ」メールが届きますので、申請時に選択された認定アドバイザーと相談の日程調整を行ってください。認定アドバイザーのお問い合わせ先は、認定アドバイザーのプロフィール画面の「お問い合わせ方法」に記載されています。
2	クーポンの申し込みをしたのですが、その後メールが届きません。	迷惑メールボックス、削除ボックスをご確認ください。メールの受信制限をされている場合は、@biz.j-flec.go.jpからのメールの受信制限解除を行ってください。
3	クーポンは何名分配布されますか。	2025年度の割引クーポンは、計3,000名分の配布を予定し、年度を通じて均等に配布できるよう、4月～9月に1,500名分、10月～3月に1,500名分を目安に利用申請を受付けます。申請が上限に達した場合は、一時的に受け付けを中断させていただく場合があります。
4	クーポンが失効した場合、利用していない分のクーポンは再発行してもらえますか。	利用していない分の再発行は受け付けておりませんので、計画的にご利用ください。

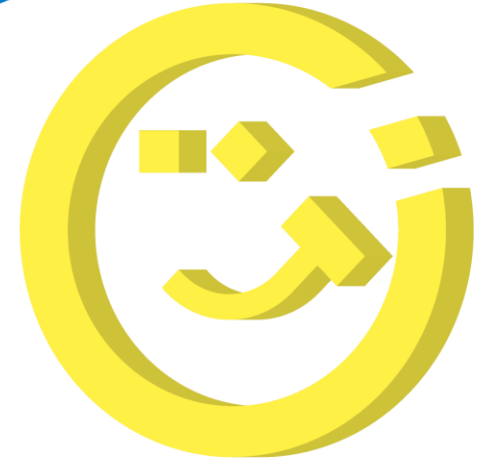
《その他②》

#	質問事項	回答
1	相談する際、認定アドバイザーに自身の家計や資産の情報などをお伝えすると思いますが、情報の管理が心配です。相談内容に関する情報についてはどのように管理がされるのでしょうか。	個人情報の管理につきましては、認定アドバイザーが適切に管理することとなっています。 詳しくは、『J-FLECはじめてのマネープラン』割引クーポン利用規約（利用者向け）第13条（個人情報の取り扱い）をご参照ください。
2	相談をするにあたり、事前に準備するものはありますか？	ご相談の内容やご相談先の認定アドバイザーによって準備するものは異なるため、直接、ご相談先の認定アドバイザーにご確認いただくようお願いします。
3	相談後のアンケート回答は必須でしょうか？	必須です。 相談後、速やかにご回答ください。本アンケートの回答をもって、相談が実施されたことを確認しておりますので、必ずご回答ください。アンケートは5分程度で回答いただけます。

- 本事業をご利用する際には、必ず「**J-FLECはじめてのマネープラン**」割引クーポン利用規約（利用者向け）をご一読ください。

<https://www.j-flec.go.jp/public/consult/>

- 操作画面の画像については、実際の画面とは若干異なる場合がございますのでご注意ください。
- 本資料における記載事項は、本資料の日付時点のものであり、今後変更となる可能性があります。



ご不明点がございましたら、下記窓口までメール
又は電話でご照会ください。ただし、本連絡先で
のクーポン付与申請はお受けできません。

J-FLEC 割引クーポン事務局
(受託者 株式会社DNPエスピーイノベーション)
メール : jf-coupon@dsicontact.jp
電話番号 : 050-3538-5773

